

あだち 長寿医療だより

令和6年7月発行

No.24

足立区 区民部 高齢医療・年金課

【問合先】 お問い合わせコールあだち

電話番号：03(3880)0039

受付時間：午前8時～午後8時

Eメール：korei-nenkin@city.adachi.tokyo.jp



令和6年度

後期高齢者医療 保険料額
決定通知書 をお送りします。

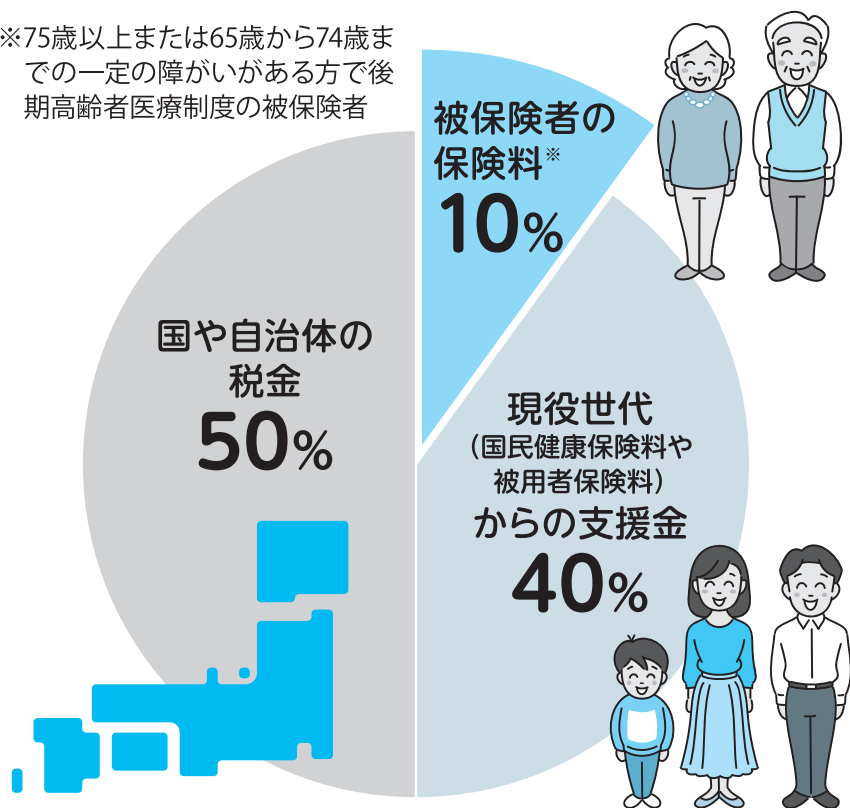
通知書の見方は
中面をご覧ください

後期高齢者医療制度のしくみ

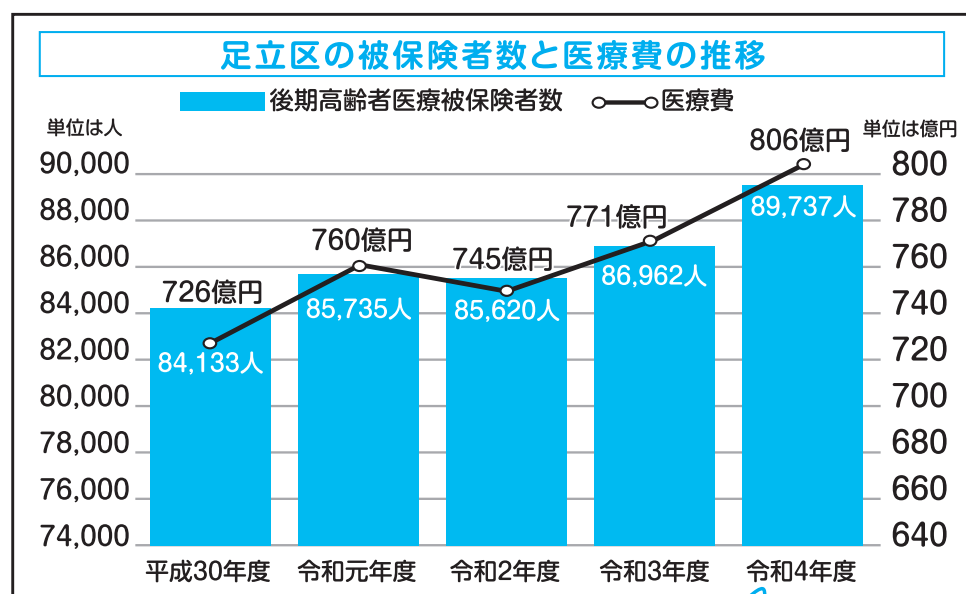
世代を超えみんなで支える制度です

後期高齢者医療制度の財源構成は、ご本人が医療機関等で支払う自己負担分を除き、現役世代からの支援金(国民健康保険料や被用者保険料からの負担で4割)及び公費(国・都・区市町村の負担が5割)のほか、後期高齢者医療制度の被保険者からの保険料(1割)となっています。

※75歳以上または65歳から74歳までの一定の障がいがある方で後期高齢者医療制度の被保険者



後期高齢者医療制度の被保険者の増加等とともに医療費も急増しています



後期高齢者
1人あたりの1年の医療費は
89万9,075円
(R4年度)



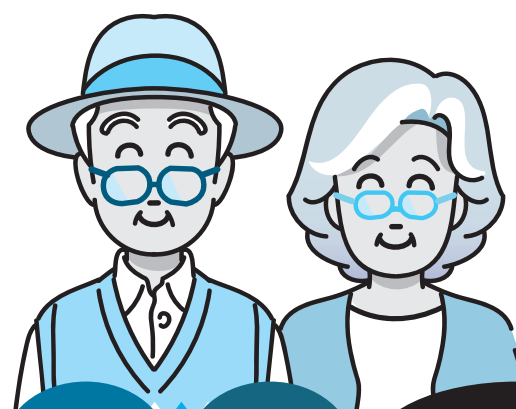
後期高齢者医療制度維持の根幹は、
みなさまの健康です

足立区では運動、栄養、口腔、社会参加の重要性を学べる介護予防教室や生涯(地域)学習センター・住区(コミュニティ)センター等で開催する講座※などが多数ございます。ぜひご利用ください。※生涯(地域)学習センターの講座についてはあだち広報(毎月25日号)の「近所で学びナビ」をご覧ください。

介護予防教室については
こちらでご覧になれます▶



運動 栄養 口腔 社会参加 で
元気な毎日を!



保険料の決定通知書の

保険料の計算方法

- ③ 所得割額
- ① 賦課のもととなる所得金額
×
② 所得割率(8.78%または9.67%)

+

- ④ 均等割額
- 初年度
4万

被保険者番号	06123456	被保険者氏名	広域 太郎 様
--------	----------	--------	---------

年 月 日

後期高齢者医療 保険料額 決定通知書

東京都後期高齢者医療広域連合長

連 医 期 東
合 療 高 京
長 広 齢 都
印 域 者 後

令和6年度の後期高齢者医療保険料額を決定しましたので通知します。

決定年月日
決定理由

保険料の算定基礎

① 賦課のもととなる所得金額	② 所得割率	③ 所得割額=①×②	④ 均等割額	⑤ 算出額=③+④	⑥ 限度超過額
⑦ 所得割軽減額	均等割軽減割	⑧ 均等割軽減額	⑨ 年間保険料額=⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩ 月割減額
					⑪ 保険料額=⑨+⑬-⑩-⑭

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪ 均等割額	均等割軽減割合	⑫ 均等割軽減額	⑬ 年間保険料額=⑪-⑫	月数	⑭ 月割減額

賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、所得割率は8.78%が適用されます。

足立区後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書

足立区長

区 足
長 立
印 立

〇お支払い期別と保険料額

期 別	⑬ ◇特別徴収 (年金天引き)	⑭ ◆普通徴収 (個別払い)	納める金額
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

※特別徴収(年金天引き)の方は、来年4月・6月・8月の保険料(仮徴収額)は2月と同金額を天引きし、仮徴収額のお知らせを省略します。来年度の保険料は7月に計算してお知らせします。

※この通知のもととなる計算後に資格喪失・所得変更等があった場合は、8月以降に再計算してお知らせします。

① 保 険 料 年 額	
② 他都内自治体分保険料	
足立区分保険料①-②	
月 数	

〇保険料の納め方

◇特別徴収の対象となる年金

徴 収 義 務 者	
徴収対象年金	

こちらの年金から
天引きします。

◆口座振替確認欄(申し込み済みの方は下記をご覧ください)

金 融 機 関 名	
支 店 名	
口 座 名 義 人	

こちらの口座から
引き落とします。

※保険料は収納に日数(2~3週間)を要するため、納付済みの場合でも、この通知に間に合わない場合があります。ご了承ください。

- ① 賦課
保険
43万
※合計
- ② 所得
令和
58万
%とな
- ④ 均等
被保
- ⑦ 所得
同封
- ⑫ 均等
同封
- ⑮ 保険
令和
ただし
により

保
保険料の

- ⑮ 特
特
支
●公
●金
●

- ⑮ 普
普
●
●
●

見かたとお支払い方法

均等割額

被保険者
ひとりあたり
7,300円

—

⑦ 所得割軽減額

⑧ 均等割軽減額

該当の場合に記載

=

⑮ 年間保険料

(100円未満切捨て)
上限額は73万円
または80万円

のもととなる所得金額

保険料の決定のもととなる金額で、総所得金額等から地方税法に定める基礎控除額(48万円※)を引いた金額です。

※総所得金額が2,400万円以下の場合

割率

令和6年度の所得割率は賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%となります。なお、令和7年度には全ての被保険者が9.67%となります。

割額

被保険者全員が均等に負担していただく金額です。

割軽減額 ⑧ 均等割軽減額

市町村の「後期高齢者医療制度の保険料について」をご覧ください。

割軽減額

市町村の「後期高齢者医療制度の保険料について」をご覧ください。

料額

令和6年度に75歳に到達する方の賦課限度額は、令和6年度中も80万円となります。令和6年4月1日以前から後期高齢者であった方、または令和6年度中に障害認定された方、後期高齢者医療の被保険者になった方は73万円となります。

保険料の納付方法について

お支払いは**原則** **特別徴収**または**普通徴収**のどちらかです。

特別徴収(年金天引き)

特別徴収(年金天引き)欄の保険料は、年金天引きでお支払いいただきます。お支払い手続きは不要です。

公的年金が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりの年金受給額の2分の1以下の方が対象です。この条件に該当した場合は、自動的に特別徴収(年金天引き)に変更されます。

年金天引きを口座振替に変更することも可能です(納付書払いへの変更は不可)。ご希望の方は、資格収納係**03(3880)6041**へご連絡ください。

普通徴収(個別払い)

普通徴収(個別払い)欄の保険料は、①口座振替②納付書でお支払いいただきます。すでに口座振替の申し込みがお済みの場合は、口座振替確認欄に記載の口座から、毎月末日に保険料を引き落とします。

「口座振替確認欄」が空欄の場合は、同封の納付書でお支払いください。お支払いの月数分の「納付書」と「口座振替依頼書」を同封しています。「納付書」はコンビニエンスストアや金融機関、区民事務所をご利用いただけます。

普通徴収の方は

後期高齢者医療制度に 加入したら口座振替へ

① キャッシュカードで お申し込み

印鑑不要! 手続き簡単!
口座振替開始までの期間短縮!

■手続きができる場所
区役所内の
高齢医療・年金課窓口、
各区民事務所



※金融機関の窓口では手続きできません
※利用できないキャッシュカードがあります

② 口座振替依頼書で お申し込み

■手続きができる場所
区役所内の
高齢医療・
年金課窓口、
各区民事務所、
引き落とし希望口座のある
区内の金融機関



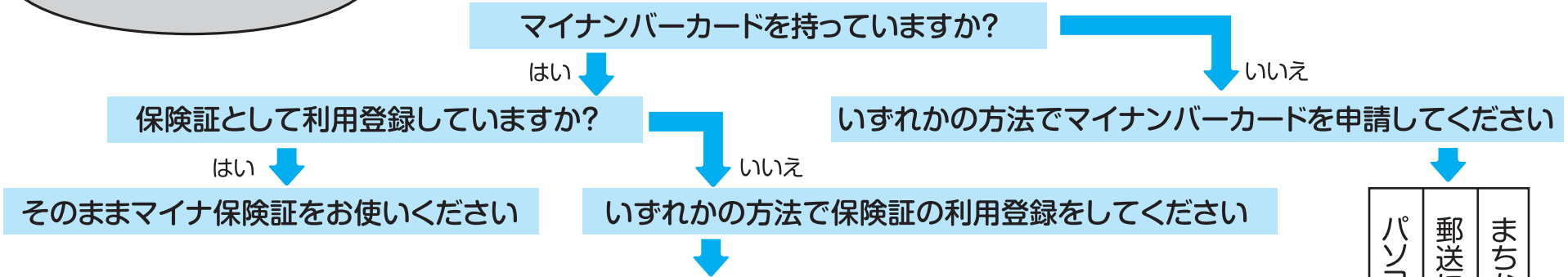
※郵送でも手続き可能

ご希望の方は資格収納係
03(3880)6041へ
ご連絡ください。

マイナンバーカードの保険証利用登録!

お済みですか?

令和6年12月2日で保険証が廃止されます。医療機関や薬局の窓口では、ぜひマイナ保険証をご利用ください。マイナンバーカードを保険証として利用するためには利用登録が必要です。



登録にはマイナンバーカード、4桁の暗証番号が必要です。
暗証番号はマイナンバーカードを交付された時に記入した暗証番号の控えをご確認ください。
※暗証番号を忘れた場合は各区民事務所または戸籍住民課で再設定を行う必要があります。

区役所窓口	北館2階6・7番窓口で登録 高齢医療・年金課	スマホからの登録はコチラ パソコンでの登録はICカードリーダーが必要です。	スマートフォン パソコン
病院・薬局	顔認証付きカードリーダーで登録 マイナンバーカード	ATMで登録 24時間OK 手数料無料	セブン銀行

マイナ保険証についてはコチラ

保険証の利用登録を
してください

マイナンバーカード申請はコチラ

まちなかの証明写真機から申請
郵送による申請
パソコン、スマートフォンで申請

ポイント1 12月1日時点でお手元にある保険証は有効期限まで使えます。
12月2日以降、マイナ保険証または紙の保険証のいずれもお持ちでない方には、従来の保険証と同じように医療が受けられる「資格確認書」を交付します。

ポイント2 既にマイナンバーカードをお持ちで、令和5年9月まで実施していた「マイナポイント事業」にて最大2万円のポイントを受け取られた方は、保険証の利用登録済みのため手続きは不要です。

マイナンバーカードに関するお問い合わせ **マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178**
(平日9:30~20:00 / 土日祝9:30~17:30)

**限度額適用・標準負担額減額認定証
限度額適用認定証 が更新されます。**

下記の条件が継続している方には、有効期限が「令和7年7月31日」と記載された認定証を7月下旬にお送りします。
※該当されなくなる方には、お送りしません。

○自己負担割合が「1割」の方

**限度額適用・標準負担額減額認定証
世帯全員が住民税非課税**

○自己負担割合が「3割」の方

限度額適用認定証

現役Ⅱ	住民税課税所得380万円以上690万円未満
現役Ⅰ	住民税課税所得145万円以上380万円未満

詳細は 高齢医療係 03(3880)5874 へお問い合わせください。

**令和6年8月1日以降にお使いいただく
新しい保険証をお送りします。
申請手続きは不要です。**

色：青竹色
有効期間：令和6年8月1日から令和7年7月31日
発送方法：簡易書留

令和6年12月2日に保険証が廃止された後も、住所や自己負担割合などの記載事項に変更が無い場合は、有効期限(令和7年7月31日)まではお送りする保険証を使用することができます。
今回お送りする保険証が最後となりますので、お早めにマイナ保険証の利用登録をお願いします。

後期高齢者医療被保険者証
被保険者番号 01234567
住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号
氏名 広域 花子
生年月日 昭和5年12月30日 性別 女
資格取得年月日 平成20年4月1日
有効期日 令和2年8月1日
交付年月日 令和6年8月1日
一部負担金の割合 1割
保険者番号 39130001
保険者名 東京都後期高齢者医療広域連合 公印

**足立区 区の情報配信!!
LINE公式アカウント**

災害情報や区からの重要なお知らせを発信します。受信設定をするとご希望のジャンルの情報が受け取れます。
二次元コードを読み込んで「友だち追加」するだけ

スマートフォン等の操作が苦手な方はご家族や友人など、周りの方に教えてもらっちゃいましょう。

あだち広報も月2回配信

保険料についてのお問い合わせ先

東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター
電話 0570-086-519 FAX 0570-086-075
8:30~17:00 (土日・祝日を除く)

足立区 区民部 高齢医療・年金課 資格収納係
電話 03-3880-6041 FAX 03-3880-5981
8:30~17:00 (土日・祝日を除く)